

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1月22日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番 8号
【電話番号】	(0 3) 3 4 5 6 - 1 1 1 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番 8号
【電話番号】	(0 3) 3 4 5 6 - 1 1 1 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成26年1月7日(火)開催の当社取締役会において、当社普通株式について、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(以下「海外募集」という。)を行うことが決議され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、平成26年1月22日(水)に海外募集の発行数及び募集条件、その他この当社普通株式の募集に関し必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

(2) 発行数

(訂正前)

以下の 及び の合計による当社普通株式60,250,000株

下記(8)に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式
52,500,000株

下記(8)に記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式
を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式7,750,000株

(注) 国内一般募集を含めた各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、平成26年1月22日(水)から平成26年1月24日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。

(訂正後)

以下の 及び の合計による当社普通株式72,300,000株

下記(8)に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式
64,550,000株

下記(8)に記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式
を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式7,750,000株

(3) 発行価格

(会社法上の払込金額)

(訂正前)

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。)

(訂正後)

1,120円(海外募集における1株当たりの発行価格である。)

(4) 資本組入額

(訂正前)

未定

(資本組入額は、1株当たりの増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を上記(2)に記載の発行数で除した金額とする。)

(訂正後)

560円

- (5) 発行価額の総額
(訂正前) 未定

(訂正後) 80,976,000,000円
(上記(2) 記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)
- (6) 資本組入額の総額
(訂正前) 未定
(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。なお、当社は、平成25年12月26日(木)開催の取締役会において、公募(国内一般募集及び海外募集)による新株式発行の払込期日と同日付にて、当該新株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少させることを決議している。)

(訂正後) 40,488,000,000円
(増加する資本準備金の額は40,488,000,000円)(上記(2) 記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)
(なお、当社は、平成25年12月26日(木)開催の取締役会において、公募(国内一般募集及び海外募集)による新株式発行の払込期日と同日付にて、当該新株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少させることを決議している。)
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
(訂正前) 手取金の総額
払込金額の総額上限 63,487,835,000円(見込)
発行諸費用の概算額上限 3,349,000,000円(見込)
差引手取概算額上限 60,138,835,000円(見込)
なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、平成25年12月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。
また、上記(2) 記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の金額である。
手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
上記差引手取概算額上限60,138,835,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額158,150,050,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限23,345,455,000円と合わせ、手取概算額合計上限241,634,340,000円について、2,100億円を上限の目途として平成26年3月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成28年3月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定である。

< 後略 >

(訂正後)

手取金の総額
払込金額の総額上限 80,976,000,000円
発行諸費用の概算額上限 4,099,000,000円
差引手取概算額上限 76,877,000,000円

なお、払込金額の総額は、上記(2) 記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の金額である。

手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額上限76,877,000,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額155,377,000,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限24,837,000,000円と合わせ、手取概算額合計上限257,091,000,000円について、2,100億円を上限の目途として平成26年3月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成28年3月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定である。

< 後略 >

(12) 新規発行年月日

(払込期日)

(訂正前)

平成26年1月29日(水)から平成26年1月31日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

(訂正後)

平成26年1月29日(水)